

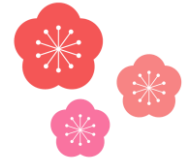
街路樹サポーター通信

第11号

～街路樹サポーターの皆様へ～

春の陽気が待ち遠しい今日この頃となりました。日々、まちの美化に取り組んでいただき、ありがとうございます。

今年度は22団体97名（平成30年1月末現在）の市民の皆様に、新たに街路樹サポーターとしてご登録いただきました。京都市では、今後も引続きこの輪が広がるように努力してまいります。今後とも御協力よろしくお願ひします。



～街路樹等に関する新しい取組を紹介します～

～あなたもまちの樹(き)ペアレント制度～

今年度、街路樹がある道路沿道に事務所、事務所等を構える企業、団体、個人から街路樹の育成に対する協賛を募り、街路樹の育成費用に充てる「あなたもまちの樹ペアレント制度」が創設されました。

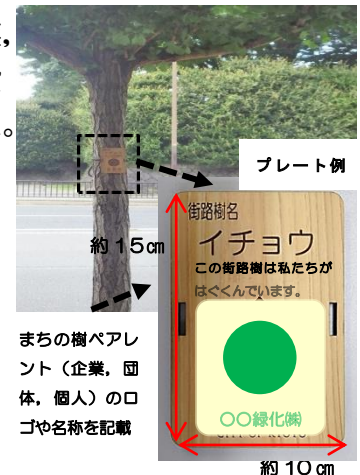
○協賛対象木：事務所、個人のお宅等の前に植栽されている高木（3m以上の樹木）

○協賛金：街路樹1本当たり年間1万円以上（寄附金控除の対象）

○ペアレント名等の掲載：街路樹1本への協賛につき、みやこ杣木（そまぎ）製プレートを1枚提供します。プレート1枚にペアレントのロゴや名前を掲載できます。

○協賛期間：毎年度4月～翌年3月末の1年間（年度末日まで）

○募集対象：街路樹がある道路沿道に事務所、事務所等を構える企業、団体及び個人の皆様
⇒興味のある方は、お気軽に御相談下さい。



まちの樹ペアレント（企業、団体、個人）のロゴや名称を記載

～京都市緑のボランティアセンター専用窓口の開設について～

市民・事業者の皆様との協働による緑豊かなまちづくりの一環として、平成27年度から「緑のボランティアセンター」を設立しましたが、この度、より広く活動を行っていくため、専用窓口を開設しました。

○開設場所：梅小路公園 緑の館2階

○運営時間：午前9時～午後5時まで ※月曜日を除く

- 運営内容：
- ・ボランティア団体の紹介等
 - ・既存の緑のボランティア活動を行う団体と市民の橋渡し
 - ・緑のボランティア活動に関する技術的指導・支援
 - ・緑のボランティア活動に必要な道具の貸し出し
 - ・緑のボランティア活動に関する相談



⇒何か相談等があれば、お気軽に御相談下さい。（電話による相談：075-352-2535）

～ご存知ですか？～

街路樹サポーター制度は、街路樹の良好な育成とその周辺部の美化などに取り組んでいただくにあたって本市が市民の皆様をサポート（手助け）するためにできた制度であり、以下のようなことを行っています。

・ボランティア保険の加入

⇒街路樹サポーターに加入されている方々が、活動中にケガ・事故等をされた場合の補償として本市負担で保険に加入していただいています。

・草花の植付

⇒認定後、原則として1年以上活動実績があるサポーターについては、雑草繁茂防止のため草花の植付が可能です。草花については、「トゲや実のなる植物」「草丈の高くなる植物」の植付は通行の支障になるため植えないで下さい。 ※植付の際は、事前に御相談ください。

・堆肥の支給

⇒回収した落葉を堆肥化したもの（腐葉土等）について、街路樹サポーターから堆肥の支給要望があれば配布しています。配布している腐葉土



～サポーターグッズ～

右の写真のような清掃用具やサポーターグッズをご用意しています。御希望される方は御連絡ください。

写真以外にも、竹ぼうき熊手、ちりとり、軍手、タオル等がございます。



落葉専用袋
(約 70cm×70cm)



ほうき



プラスチックほうき



帽子



銘板

～サポーターの皆様へのお願い～

※作業中の怪我や事故のないよう、活動周辺の「安全管理の徹底」をお願いします。

※以下の行為について、御遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・街路樹の植樹柵内に「柵」や「置物」等は設置しないでください。
- ・草花の植付を認めている方について、「トゲのある植物」「草丈の高くなる植物」の植付は通行の支障、視認性の阻害となりますので植えないでください。

～サポーターの現況～



平成30年1月末現在、133団体2,377名の方々に街路樹サポーターとして御登録いただいております。各団体の皆様には、落葉清掃や除草等の美化活動に御協力いただいております。年々その輪は広がっています。今後もよろしくお願いいたします。